

秋田県公報

目次

ページ

秋田県教育委員会
通知の要請と対応に関する調査（1）……………1

監査委員会公告

監査委員会公告第1号

平成16年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県教育委員会から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成18年2月3日

秋田県監査委員	富	櫻	博	之
秋田県監査委員	杉	江	宗	祐
秋田県監査委員	山	田	昭	郎
秋田県監査委員	菊	地	康	男
教総	3088			
	平成18年1月23日			

秋田県監査委員 様

秋田県教育委員会

平成16年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成17年2月2日付けで秋田県包括外部監査人鈴木豊から提出された平成16年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別紙のとおり通知します。

監査事件名	教育委員会所管の施設に係る財務事務	監査年月日	平成16年4月1日から平成17年1月27日まで
-------	-------------------	-------	-------------------------

（指摘事項）

1 退職時の昇給について（農業科学館、生涯学習センター、少年自然の家）定年まで勤務したことをもって一律に退職時に昇給させることは不当である。

（改善措置）

1 退職時の特別昇給については、平成16年9月に「秋田県教育委員会退職時特別昇給実施要領」及び「退職時特別昇給運用基準」を制定し、平成16年10月1日以降は従前の運用を廃止して判断基準を厳格化するなど、見直しを行っております。

（指摘事項）

2 単独見積随意契約について（農業科学館）
単独見積随意契約のうち、二社以上の相手方から見積書を徴取すべきものがある。

（改善措置）

2 特殊な模型の修復等を委託する業務のため、当該模型を作成した業者以外では対応が難しいと判断して単独見積で随意契約を行いました。今後は二社以上の相手方から見積書を徴取する方向で検討いたします。

（指摘事項）

3 公有財産台帳への記載について（子ども博物館）
創作陶芸室の陶芸用ガラスが公有財産台帳に記載されていなかったが、今後、公有財産を公有財産台帳へ記載する際には、未記載がないようにはすべきである。

（改善措置）

3 指摘後、公有財産台帳への登録を行いました。

（指摘事項）

4 備品の管理について（農業科学館、総合教育センター、子ども博物館、生涯学習センター）
備品原簿に記載されていない物品、備品原簿の登録内容に誤りのある物

<p>品、保管場所不明の物品、廃棄済みと報告を受けたが実在しているとの報告を受けた物品が見受けられた。物品に異動の事実があった都度、備品原簿に記載整理しなければならず、物品を亡失し、又は損傷したときは、物品の亡失又は損傷の処理を実施しなければならぬ。また、使用に耐えない物品又は供用の必要がない物品があれば、これらの物品について不用の決定をして、処分すべきであると考える。</p> <p>(改善措置)</p> <p>4 農業科学館の映像フィルムについては、毎日使用され、劣化が激しいため消耗品に分類してありますが、今後は備品原簿に登録いたします。また、複数の機器で構成される備品について、一部機器交換等により備品原簿の内容に異動があった場合、財務会計システムの仕様上、異動日が取得日になってしまったため、備品原簿の取得日を手書きで訂正しております。しかし、行政コスト計算書における減価償却費の計算等に影響を及ぼすのご指摘を受け、当該備品を財務会計システムの備品原簿から一旦削除し、再度、実際の取得日で備品登録いたしました。</p> <p>総合教育センターにおける備品原簿記載漏れ、登録内容に誤りのあるもの、保管場所不明のもの等計111件を平成16年8月以降に修正、不用決定及び廃棄処分しております。</p> <p>子ども博物館において、備品原簿に記載されているが保管場所が判明しない備品については、亡失の手続きを行い備品原簿から削除いたします。今後は、適正な備品管理に努めてまいります。</p> <p>生涯学習センターの備品原簿に記載されていない備品については、指摘後、登録いたしました。また、備品原簿に記載されているが保管場所が判明しない備品については、既に廃棄されたものと思われるため、不用の決定をし備品原簿から削除いたしました。今後は、適正な備品管理に努めてまいります。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>5 現金管理について(保呂羽山少年自然の家、大館少年自然の家) 宿泊者から一時的に保管しているシートクーリーニング代であっても、歳入歳出外現金の取り扱いに準じて入出金の記載整理を行い、毎日現金実査する必要がある。</p> <p>(改善措置)</p> <p>5 クーリーニング代金は現金で保管せず、宿泊者が業者へ直接支払う(振込)ように改善いたしました。</p>	<p>(指摘事項)</p> <p>6 印紙管理について(子ども博物館) 平成16年7月30日現在の印紙枚数と実数を照合したところ差異があったが、印紙といった現金同等物は、払出したときに、払出し数量を印紙類受払簿に記載しなければならない。</p> <p>(改善措置)</p> <p>6 指摘後、印紙類受払簿を適正に記載しました。今後このようなことのないよう十分に留意してまいります。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>7 印紙管理について(子ども博物館) 印紙類受払簿には、平成15年1月31日分より物品管理者の認印がなかったが、物品管理者は月末に印紙類受払簿を確認し、認印しなければならない。</p> <p>(改善措置)</p> <p>7 指摘後、印紙類受払簿を適正に記載しました。今後このようなことのないよう十分に留意してまいります。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>8 バス回数券の管理について(生涯学習センター) バス回数券受払簿を査閲したところ、管理者による受払承認印が押印されていないが、物品管理者は月末に印紙類受払簿を確認し、認印しなければならない。</p> <p>(改善措置)</p> <p>8 指摘後、チケット管理者印を遡及して押印するとともに、その後は適正に処理しております。</p> <p>(監査意見)</p> <p>1 退職時の昇給について(農業科学館、生涯学習センター、少年自然の家) 定年退職を昇給基準第42条の「その他必要があると認められる場合」に該当するとして、人事委員会の承認を得て昇給しているが、規定上、明瞭にすべきである。</p> <p>(改善措置)</p>
---	--

<p>1 退職時の昇給については、平成16年9月に「秋田県教育委員会退職時特別昇給実施要領」及び「退職時特別昇給運用基準」を制定し、平成16年10月1日以降は従前の運用を廃止して判断基準を厳格化するなど、見直しを行っております。</p>
<p>(監査意見)</p> <p>2 農業科学館と農業研修センター・生態系公園の統廃合について（農業科学館） 農業科学館を機能的に類似している農業研修センター・生態系公園と統廃合することが考えられる。 (改善措置)</p> <p>2 農業科学館は、県民が広く農業について学ぶことができる生涯学習の場であり、農業後継者の育成を目的とする農業研修センターとはそれぞれの役割を分担してきています。今後も、より多くの県民に親しまれるように展示や教育普及事業の改善を図り、引き続き県教育委員会が運営してまいります。</p>
<p>(監査意見)</p> <p>3 農業科学館の大曲市への移管について（農業科学館） 上述した「農業科学館と農業研修センター・生態系公園の統廃合」とは別な考え方として、農業科学館を大曲市に移管することが考えられる。 (改善措置)</p> <p>3 農業科学館は、これまでの展示や教育普及事業の改善を図り、全県域からの来館者が10万人を超える現状の更なる発展に努めるとともに、学校教育の支援を積極的に推進するため、引き続き県教育委員会が運営してまいります。</p>
<p>(監査意見)</p> <p>4 稼働率の向上について（総合教育センター） 各研修室の稼働率が低いため、稼働率を上げるためには、稼働の低い時期（月）を有効利用する方法を考える必要がある。例えば、生涯学習センターの講座内容の調査研究機能を総合教育センター内に移し、併設することや、生涯学習講座の開講、エル・ネットによる講座内容の発信により、設備の稼働・利用状況を上昇させることが可能となる。仮に、これらの方策により稼働・利用状況が限界となった場合には、教員研修を隣接する自</p>

<p>治研修所で実施することや、県立学校等の県有施設を利用することで足りると考えられる。 (改善措置)</p> <p>4 稼働が低い時期の有効利用については、平成17年12月から教育相談、パソコン教室、自主研修支援を柱とする土曜開放や長期休業中の学習相談を実施しております。</p>
<p>(監査意見)</p> <p>5 講座内容について（総合教育センター） 講座において、学校経営において重要性が増している校長・教頭のマネジメント能力を高めるための研修が不十分であり、e Learning（コンピュータネットワークを利用し、受講者一人一人のニーズや習熟度に合わせた行うトレーニング）の活用も民間と比べると遅れている。ただし、マネジメント研修については来年度より具体的に取り組み、またe Learningについても検討中というところである。 (改善措置)</p> <p>5 平成17年度から、管理職、中堅教員を対象とする学校組織マネジメント研修を12講座実施しております。また、e Learningに関しては、平成18年度研修講座への導入に向け検討しております。</p>
<p>(監査意見)</p> <p>6 初任者研修について（総合教育センター） 初任者に対しては、実際に教員として働く前に、教員として最低限の基礎的な部分について一定の研修を行っておくべきであり、任用後、可能な限り早期に、教員としての基礎的な部分に関する研修を集中的に行えるように初任者研修の年間計画を設定するか、あるいは、従来行っているオリエンテーションを拡充するなどして、まとまった研修を行う機会を設定することが望ましい。 (改善措置)</p> <p>6 初任者に対して採用前に研修を実施することは制度上困難ですが、採用年度の早期にまとまった研修を実施できるよう、本庁各課・各教育事務所・総合教育センターが連携し検討しております。</p>
<p>(監査意見)</p> <p>7 経験者研修について（総合教育センター）</p>

<p>経験者研修は、職業倫理やリーダーシップ、教育へのコミットメントなどに関する、教員の意識改善や素養を高めるためのプログラムを十分に用意していない。単独でコース設定を行うべきである。 (改善措置)</p> <p>7 平成18年度の各教職経験者研修の講座編成にあたり、「教職5年経過教員に期待すること(講話)」など教員の意識改善や素養を高めるプログラムを取り入れ、より実践的な研修ができるよう検討しております。</p>	<p>り、専門分野間の講座数のバランスが悪く、国語や社会など講座を設置していない分野もあるため、目的の切り分けを明確にした上で、スキルアップ研修及び必修専門研修をともに充実させることが望まれる。 (改善措置)</p> <p>10 平成17年度に、B講座の定義を「今日的教育課題や本県教育課題に柔軟に対応する期限付きの政策的側面を持つ研修」とし、その内容の充実発展に取り組んでおります。</p>
<p>(監査意見)</p> <p>8 キャリア形成について(総合教育センター) 教員としてのキャリア形成上の節目となる里程であるにもかかわらず、これまでの振り返りや能力・スキルの棚卸し、今後の目標設定などについて考える機会も用意していないため、教員に必要とされる要件と教員としてのキャリアを全体的にとらえ、あるべき姿とのギャップについて気づく機会を与えるような内容を設定すべきである。 (改善措置)</p> <p>8 平成18年度研修講座編成にあたり、本県の各教職経験者研修における到達目標を積極的に活用することによって、今後教職員にとって重要なキャリア形成に資するよう検討しております。</p>	<p>(監査意見)</p> <p>11 C講座研修について(総合教育センター) C講座(希望による専門研修)について、定員を大幅に超過しているケースや、定員割れを起こしているケースがあり、効率的に運営できていない。受講者のニーズの把握や講座の趣旨の周知徹底等により、効果的に講座を運営する必要がある。 (改善措置)</p> <p>11 受講者のニーズを把握し、次年度の効果的な講座運営に生かすため、平成17年度より全受講者に無記名の4段階評価と自由記述を組み合わせた評価の実施しております。</p>
<p>(監査意見)</p> <p>9 教育事務所担当研修について(総合教育センター) 教育事務所担当研修については、同一プログラムにもかかわらず、使用教材や研修の進め方は各地区事務所に任されており、事前・事後のナレッジ共有も文書ベースで十分行われていないため、一定の質を保證できるように統一に行い、各地区が文書ベースでナレッジを共有することによって、質のずれを補正できるようにすべきである。 (改善措置)</p> <p>9 本庁各課・各教育事務所・総合教育センター等による平成16年度末に開催された「講座連絡会」において検討し改善しております。</p>	<p>(監査意見)</p> <p>12 研修の評価について(総合教育センター) 現状の研修の評価の切り口は多面的とは言えない。例えば、教員一人当たり年間受講時間、一人当たり累積受講時間、学校別受講実績、研修ニーズ充足率等もっと多面的な切り口から評価を行う必要がある。 (改善措置)</p> <p>12 平成17年度、全受講者に対する数値化と自由記述を組み合わせた評価、更には一部講座における研修後の学校での波及効果を測定する追跡評価をもとにして、より多面的な評価の在り方を検討しております。</p>
<p>(監査意見)</p> <p>10 B講座研修について(総合教育センター) B講座(推薦による専門研修)について、定義づけが曖昧であり、必修の意味合いが強いものと、教育スキルが低い教師向けの研修が混在してお</p>	<p>(監査意見)</p> <p>13 研修の効果測定について(総合教育センター) 現状、研修の効果を把握することはできないため、研修の品質を向上させていくためのPDCAサイクルを回すことができないことから、品質向上のための一連のサイクルを構築するために、ニーズの把握、ニーズへの対応、効果測定、研修の見直しについて改善する必要がある。</p>

る。
 (改善措置)
 13 平成17年度から全受講者に対する4段階評価及び自由記述において次年度の研修講座への要望を把握し、その評価結果と講座充足率を基礎データに、各班の講座検討会やセンター講座委員会及び所長ヒヤリング等を経ることで見直しを繰り返し、研修の品質向上に努めております。

(監査意見)

14 研修ニーズの把握について(総合教育センター)

教育現場の研修ニーズを把握するための体系だった仕組みがないため、参加者ニーズの充足率が測定できない状況にある。アンケートや事前ニーズ調査を行い、その結果に合わせて講座の内容を決定する等の仕組みを取り入れる必要がある。

(改善措置)

14 これまで各教育事務所の要望、自由記述を含めた受講者の評価、また3～4年ごとに学校のセンター事業に対するアンケートを実施することで現場のニーズ把握に努めてまいりました。それらをもとにして、事前の把握も含め、より体系だった仕組みについて検討しております。

(監査意見)

15 研修体系について(総合教育センター)

秋田県教職員研修体系に基づいて研修講座を企画するため、新しい教育課題に柔軟に対応しきれない場合もありうる。研修体系の枠外の講座の設定や、研修体系の見直しサイクルを早める等の対応が必要と考えられる。
 (改善措置)

15 平成16年度、17年度において「秋田県教職員研修体系」第4次改訂を進めるなかで、新しい教育課題に柔軟に対応できるよう運営等を検討しております。

(監査意見)

16 研修の評価基準の設定について(総合教育センター)

研修プログラムの効果測定の結果を検証用のデータとして使用するために、全ての研修に適用できる統一的な研修の評価基準(定量・定性)と目標値を設定し、全ての研修の評価を行うべきである。その際、研修は実施直後から効果が表れるものではないため、ある程度の期間をかけた追跡調

査が必要になると考えられる。
 (改善措置)
 16 平成17年度から全受講者に対する講座のテーマ・内容・進め方・資料等に関して4段階評価(目標値を3.5以上)を実施し、更には一部講座における研修後の学校での波及効果を測定する追跡評価を行うなど、これらを検証用データとして活用しております。

(監査意見)

17 研修の見直し基準の明確化について(総合教育センター)

研修を見直すにあたって、研修の統一的な評価を行った上で、個別の講座、あるいは個別のカテゴリーにどの程度の水準が求められるのか(どの程度の水準なら見直しを行うべきなのか)という、見直し基準を明確に設定する必要がある。

(改善措置)

17 平成17年度、研修の見直し基準として1講座受講者の充足率、(2)全受講者の数値化による評価結果を柱として検討しております。

(監査意見)

18 効果的な研修の実施体制について(総合教育センター)

教員研修体制について、総合教育センターの他に、本庁各課、教育事務所など教員研修を担当する機関が複数あるため、研修内容の重複が発生しており、教職員の研修に関する最終的な責任の所在が曖昧である。効果的な教員研修の実施体制を整備するためには、連絡会の開催頻度を増やし、意思決定権限を持たせることや、教員研修を担当する機関を集約する等の対応が考えられる。
 (改善措置)

18 平成16年度、17年度において「秋田県教職員研修体系」第4次改訂を進めるなかで、本庁各課・各教育事務所・総合教育センターの役割を明確にし、より相互の連携を密にした運営を行いながら効果的な教職員研修の実施につながるよう検討しております。

(監査意見)

19 児童会館と子ども博物館の組織上の一元化(統合)について(子ども博物館)

児童会館と子ども博物館とは所属組織の一元化をし、事務の効率化を図

<p>るべきである。</p> <p>(改善措置)</p> <p>19 教育委員会所管の子ども博物館を、知事部局へ移管する方向で検討しております。</p>	<p>(改善措置)</p> <p>23 平成17年度より新たに、乳幼児と保護者を対象とした事業や、他の社会教育施設と連携した事業などを実施しております。</p>
<p>(監査意見)</p> <p>20 利用者層に即した展示について(子ども博物館)</p> <p>子ども博物館の利用者層の低年齢化が進んでいるため、子ども博物館に來館している利用者層に狙いを絞った機能を充実させるべきである。第2展示室はより低年齢児童に理解しやすい展示への更新をすべきである。また、プラネタリウムの番組を見直すべきである。</p> <p>(改善措置)</p> <p>20 子ども博物館の知事部局への移管時期と併せて、展示更新とプラネタリウム番組の見直しを検討してまいります。</p>	<p>(監査意見)</p> <p>24 利用者負担について(子ども博物館)</p> <p>事業によっては材料費等の一部を受益者に負担してもらうなどの判断も必要である。</p> <p>(改善措置)</p> <p>24 平成17年度より、一部事業において参加者に材料費を負担していただいております。今後とも継続してまいります。</p>
<p>(監査意見)</p> <p>21 駐車場の確保について(子ども博物館)</p> <p>駐車場の不足している。長期的には対応しなければならない事項である。</p> <p>(改善措置)</p> <p>21 現在のところ、駐車場の新たな確保は困難な状況となっておりますが、引き続き確保に向けて検討してまいります。</p>	<p>(監査意見)</p> <p>25 指定管理者制度の導入について(子ども博物館)</p> <p>指定管理者制度の導入に際しては、サービス水準の低下を招くことがないよう契約内容を工夫し、最適な業者を選定していく必要がある。</p> <p>(改善措置)</p> <p>25 指定管理者制度につきましては、秋田県新行財政改革推進プログラムに基づき導入の可能性について検討を進めております。</p>
<p>(監査意見)</p> <p>22 事業の選別について(子ども博物館)</p> <p>事業実施時に感想文やアンケートを実施し、事業の選別に活用していくことが望まれる。</p> <p>(改善措置)</p> <p>22 來館者アンケートの他に、平成17年度より事業ごとのアンケートを実施し、次年度の事業計画に反映させております。</p>	<p>(監査意見)</p> <p>26 分館の貸館業務について(生涯学習センター)</p> <p>生涯学習センターの主たる事業とは言えない分館の貸館業務を、毎年赤字を計上して継続する意義は乏しいと考える。分館と類似する貸館施設は近隣に多数存在しており、建物も老朽化していることから、早期に分館の建物を取り壊し、跡地を有効利用することが望ましいと考える。</p> <p>(改善措置)</p> <p>26 駅前という利便性や低料金で夜間11時まで利用できることから、年間の利用者数は10万人を超えており、活発に活用されております。平成18年4月から指定管理者制度を導入し、県民会館との一体的な運営を行い施設の効率的な管理に努めてまいります。</p>
<p>(監査意見)</p> <p>23 利用者層の拡大について(子ども博物館)</p> <p>現在実施している事業以外に利用者層の拡大につながる事業を模索することも必要である。</p>	<p>(監査意見)</p> <p>27 本館の貸館化について(生涯学習センター)</p> <p>生涯学習センターの本館は、稼働率が低いが、現時点においては、貸館</p>

<p>化が本館の有効利用の現実的な案と考える。</p> <p>(改善措置)</p> <p>27 県民が利用しやすいよう、いつでも受講できる主催・共催事業（コンピュータ講座等）を毎日開催すること、新たな受講者層を掘り起こす新規事業を開催することなどにより稼働率の向上に努め、今後もし引き続き管理・運営を継続してまいります。</p> <p>(監査意見)</p> <p>28 本館の生涯学習ソフト開発事業について（生涯学習センター） 仮に本館を貸館化すると、従来、本館で実施していた、主催講座の開催や生涯学習ソフト開発事業をどこで行うかが問題となるが、生涯学習センターの主な事業は、生涯教育という生涯学習のソフト面に関わるものであり、必ずしも現所在地にある本館でなければ実施できない性質のものではないと考える。主催講座の開催や生涯学習ソフト開発事業機能は、稼働率の低い総合教育センターに移転することが考えられる。移転は、結果として、総合教育センターの稼働率の向上も図ることができると考える。（改善措置）</p> <p>29 主催事業の受講者にとって、交通機関などの利便性の点や隣接する生涯学習関連施設を利用する点でも現所在地が最適であると考えており、今後もし引き続き現在地で管理・運営を継続してまいります。</p> <p>(監査意見)</p> <p>29 総合教育センターの活用について（生涯学習センター） 総合教育センターには、TV会議システムや県内唯一のエル・ネットの送信設備もあることから、PC設備のある教室参加型講座や現地（集合）学習以外の、いわゆる通常の聴講型講座等では、新潟県のような広域遠隔学習推進事業を進める上でも大きなメリットがある。（改善措置）</p> <p>29 県民が利用しやすいよう、いつでも受講できる主催・共催事業（コンピュータ講座等）を毎日開催すること、新たな受講者層を掘り起こす新規事業を開催することなどにより稼働率の向上に努め、今後もし独自に管理・運営を継続してまいります。</p> <p>(監査意見)</p> <p>30 県民カレッジの認知度について（生涯学習センター）</p>	<p>生涯学習の必要性についての県民アンケートでは、県民が生涯学習の必要性を依然として高く認識していることを示しているものの、あきた県民カレッジの認知度は低いため、より効果的なPR方法を模索し、実行していく必要があると考える。</p> <p>(改善措置)</p> <p>30 今後は、従来の紙媒体だけでなく、インターネットなどを活用した広報活動になお一層努め、あきた県民カレッジの認知度を高める効果的なPRを実施してまいります。</p> <p>(監査意見)</p> <p>31 今後の利用率について（少年自然の家） 3 少年自然の家の合計の利用率は47.6%と非常に低い状況であるため、現在考えられる利用率アップのための方策を速やかに実行することを期待する。（改善措置）</p> <p>31 利用率の低い11月から3月までの閑散期を中心に、学校のセカンドステップの利用の一層の推進や、雪を生かした冬の体験活動の促進を図る取り組みを行ってまいります。また、主催事業を拡大したり、他の教育機関や市町村等と連携した取り組みを増やしたりするなど、利用者の拡大を図ってまいります。</p> <p>(監査意見)</p> <p>32 少年自然の家の統廃合について（少年自然の家） 「あきた白神体験活動センター（仮称）」の建設、または、3少年自然の家の今後の建替えに際しては、少年自然の家の統廃合を検討する必要があると考える。（改善措置）</p> <p>32 「あきた白神体験活動センター（仮称）」が県内唯一の海浜型施設として全県の青少年を対象としていることや、各市町村に青少年宿泊施設がほとんどないことなどから、現在のところ、少年自然の家の統廃合については困難ですが、今後の3少年自然の家の老朽化に伴う建て替えに際しては、統廃合の可否も含めて検討いたします。</p> <p>(監査意見)</p> <p>33 指定管理者制度の導入の検討について（少年自然の家）</p>
--	--

<p>少年自然の家の管理運営方法は、県が管理、運営するだけでなく、指定管理者制度を導入することも可能であるが、導入にあたっては、現在、行われている学校教員と指導班との人事交流を継続することが望ましいと考える。少年自然の家における指導経験や普段学校で垣間見ることでできない児童の一面を引き出す経験を養い、学校現場と少年自然の家によりよい相乗効果を生むことを期待するためである。効率性を確保しながら、教育の質的な相乗効果を得られる方策を模索すべきと考える。</p> <p>(改善措置)</p> <p>33 指定管理者制度導入については、効率的な運営とともに、青少年教育の充実という観点から検討を進めてまいります。</p>	<p>度の導入と併せて引き続き検討してまいります。</p> <p>(2) 指定管理者制度導入を検討しながら、引き続き県教育委員会が運営してまいります。</p> <p>(監査意見)</p> <p>36 人事関係について(全7施設)</p> <p>(1) 出勤簿の承認について 出勤簿について、上席者の承認印が押印されていないが、欠勤者が誤って出勤印を押印していないこと等を確認するためにも、上席者の承認印を押印する必要があると考える。</p> <p>(2) 給料受領印の入手方法について 「給料諸手当明細者(所属用)」は1ページに4名分の支給明細書が記載されているため、現金受給者が、受領印を押印する際に、他人の給与を閲覧できないように受領印の押印方法を変更すべきである。 なお、受給者が他人の給与を閲覧できないようにするために、システムを変更しなければならず、費用対効果の観点から早急な対応が困難である場合には、「給料諸手当明細者(所属用)」の用紙を人数分に分割して受領印を入手する等の代替的な措置を講ずることが考えられる。</p> <p>(改善措置)</p> <p>36</p> <p>(1) 秋田県教育庁職員等服務規程に従い、出勤簿は所属長が管理し、常に職員の勤務状況を管理しております。なお、平成17年度から人事・給与・庶務システムが導入され、出勤簿が電子化されましたが、同システムでも所属長が職員の勤務状況を確認できるようになっております。</p> <p>(2) 給与が全額口座振替の場合は、職員が受領印を押印する必要がないため、現金支給の職員について口座振替に切り替えるよう強く奨めております。 なお、受給者が他人の給与と明細を閲覧できないようにするためには、給与システムの仕様変更が必要となり、費用対効果の観点から早急な対応が困難なため、押印時に他人の給与と明細を閲覧できないよう、工夫してまいります。</p> <p>(監査意見)</p> <p>37 固定資産の状況について (1) 保有資産の経過年数について(全7施設)</p>
<p>(監査意見)</p> <p>34 人件費を中心とした業務コストの削減への取り組みについて(全7施設) 正職員の人員削減を検討し、業務委託についてもさらに推進していく必要がある。</p> <p>(改善措置)</p> <p>34 人員削減や業務委託などを計画的に進めていくとともに、あきた教育新時代創成プログラムに基づき、総合教育センター及び生涯学習センター分館以外の施設については、指定管理者制度の導入を検討してまいります。</p>	<p>(監査意見)</p> <p>35 指定管理者制度の検討について(農業科学館、子ども博物館、生涯学習センター、少年自然の家) (1) 指定管理者制度の導入の検討について 指定管理者制度を導入することにより、現在各施設が担っている役割を維持・充実させながらトータルとしての人件費を削減していくことを検討する必要がある。</p> <p>(2) 統廃合の検討について指定管理者制度の移行も、施設の存続が前提にあるため、指定管理者制度の導入にあたって、統廃合の検討余地が残されている施設については、まず、統廃合の検討を充分に行う必要があることに留意しなければならない。</p> <p>(改善措置)</p> <p>35</p> <p>(1) 人員削減や業務委託など効率的な運営につきましては、指定管理者制</p>

各施設が保有する物品には耐用年数経過資産が多数見受けられ、必要な機器類について長期の設備更新計画の策定が求められる。

(2) 施設の老朽化について (農業科学館)
「 曲屋 」 の茅葺屋根は経年により腐食しているため、早急な修繕が必要である。施設を維持し続けることが困難であるならば、やむを得ず廃棄も検討するべきである。

(3) 低稼働資産と利用計画について

低稼働資産や未稼働資産が散見された (農業科学館、子ども博物館、生涯学習センター、保呂羽山少年自然の家)。設備投資実施時の利用計画を策定し、当該利用計画を少なくとも投資対象が稼働している期間には保管する必要がある。 (全 7 施設)

(4) 利用計画に基づく判定について (全 7 施設)

設備投資実行後には保管した利用計画に基づいて実際の利用状況を検証し、投資意思決定の妥当性と今後の利用価値を定期的に判定する必要がある。

(5) 設備投資の意思決定について (全 7 施設)

設備投資は意思決定時に将来の費用を確定してしまつたため、設備投資意思決定の際には、慎重に設備投資の利用計画を策定し、設備投資の可否の判断を行う必要がある。

(6) 維持経費の削減について (全 7 施設)

設備投資実施後、修繕費等の維持費用が発生する場合には、毎期の支出に見合う重要なものであるかを見極め、場合によっては、他の施設への移管や廃棄を検討する必要がある。継続使用する場合でも、使用頻度に対する保守点検頻度の妥当性を検討し、出来る限り経費を削減する必要がある。

(改善措置)

37

(1) 事務用機器及び車両類の更新計画策定については、耐用年数経過だけでなく、その使用頻度も勘案して作成する方向で検討してまいります。

(2) 本県農業の象徴的な施設である曲屋については、今後改修を行いながら維持・活用してまいります。

(3) 資産の利用計画策定については、今後検討してまいります。

(4) 資産については、定期的に稼働状況を確認し、稼働率の低いものや未稼働のものについては、他施設での再利用や廃棄処分等、適切な処理を行ってまいります。

(5) 設備の整備にあたっては、その妥当性をこれまで以上に慎重に検討してまいります。

(6) 設備等の保守点検や修繕等については、その設備の使用頻度や経過年数等を考慮しながら行うこととし、経費の節減に努めてまいります。

(監査意見)

38 固定資産の管理について

(1) 保有圖書の管理について (農業科学館)

農業科学館の図書資料室には内部利用目的の蔵書があるが、外部利用者の閲覧に供することを目的としてインターネット等により蔵書の内容の公開を検討することが望まれる。

(2) 図書台帳の整備及び実地棚卸の実施について (農業科学館)

農業科学館の図書は、内部利用目的の蔵書であっても、図書台帳の整備及び実地棚卸を実施すべきである。

(3) 帯出簿の適切な運用について (総合教育センター)

総合教育センターの図書は、未返却とされた図書で実際には既に返却済みであったものがあり、帯出簿の適切な運用が必要である。

(4) 実地棚卸の実施について (総合教育センター)

総合教育センターの図書は、実地棚卸が行われておらず、定期的に実施すべきである。

(5) 図書の貸出簿について (生涯学習センター)

図書の貸出簿を査閲で、返却予定日や返却日の記載が漏れているものがあったが、正確かつ網羅的に貸出簿を記載することが必要である。

(6) 図書台帳の整備について (生涯学習センター)

生涯学習センターの図書で、昭和55年～58年頃以降に寄贈を受けた図書などは台帳に記載されておらず、図書台帳を整備し、定期的な実地棚卸を行う必要がある。

(7) 物品の実地棚卸の実施について (全 7 施設)

物品の実地棚卸が行われておらず、定期的に実施すべきである。

(8) 管理ラベルの記載方法について (農業科学館、総合教育センター、子ども博物館、生涯学習センター)

管理ラベルは、個々の物品を区分する枝番号や固有の資産番号がないため、備品と備品原簿を一対一で紐付けできるように管理ラベルの記載方法を採用すべきである。

(9) 私物のノートパソコンの使用について (総合教育センター)

<p>実際の業務には使用されなかったものの、情報漏えい防止の観点から、原則として、私物のノートパソコンを業務上使用すべきではない。</p> <p>(10) 視聴覚教材の一覧管理について（生涯学習センター） 生涯学習センターの視聴覚教材を一覧管理し、定期的な実地棚卸を実施する必要がある。</p> <p>（改善措置）</p> <p>38</p> <p>(1) 図書的外部利用に関しては、閲覧を中心に多くの人が利用できるように検討してまいります。</p> <p>(2) 図書については、秋田県財務規則の規定により取得単価1万円以上のものについて備品原簿を整備し、それ以外のものについては物品出納票で管理していましたが、今後は県立図書館の例を参考にして図書台帳を整備する方向で検討しております。</p> <p>(3) 職員が帯出簿に返却の記載をしないで返却したものであり、今後、帯出簿の適切な取扱いについて職員に周知徹底してまいります。</p> <p>(4) 年3回（7月、12月、3月）図書台帳との現物照合を実施し、適正な管理に努めてまいります。</p> <p>(5) 指摘後は、貸出簿に返却予定日及び返却日を記載し、適正に処理しております。</p> <p>(6) 今後は、図書台帳を整備し図書の適正な管理に努めてまいります。</p> <p>(7) 秋田県財務規則等には棚卸等の規定がありませんが、今後は定期的に在庫物品の照合等を行い、物品の適正な管理に一層努めてまいります。</p> <p>(8) 平成9年度に運用を開始した秋田県財務会計システムから出力される備品ラベルには、個体を識別できる番号が記載されておりますので、今後はそのラベルを活用し、備品と備品原簿が突合できるように改善いたします。</p> <p>(9) 秋田県電子情報セキュリティ対策要綱を遵守し、私用パソコンを使用しないなど情報漏えい防止に努めております。</p> <p>(10) 秋田県財務規則等には棚卸し等の規定がありませんが、今後は定期的な視聴覚教材の照合等を行い、適正な管理に努めてまいります。</p>	<p>（監査意見）</p> <p>39 展示室更新のための契約方式について（子ども博物館） 展示室を更新する場合、魅力ある展示室の更新の観点から、価格競争に持ち込むよりも、プロポーザル方式の選択を考慮することが望ましいと考</p>
--	---

<p>える。</p> <p>（改善措置）</p> <p>39 事業が予算化された際は、業者選定について、プロポーザル方式を含めて最も適切な方法を採用したいと考えております。</p> <p>（監査意見）</p> <p>40 収入関係について</p> <p>(1) 公衆電話使用料について（総合教育センター、生涯学習センター、少年自然の家） 公衆電話使用料について、金融機関への納付額と電話会社からの請求額との比較・照合を毎月実施すべきである。</p> <p>(2) 生涯学習センター分館の施設賃料について 分館の管理業務を委託している（財）秋田県総合公社は、利用者から支払を受けた施設賃料を県に納付しているが、生涯学習センター本館は、牽制目的の観点から、利用申請書と納付額とを照合すること等により、（財）秋田県総合公社からの納付額の妥当性を確認する必要がある。</p> <p>（改善措置）</p> <p>40</p> <p>(1) 公衆電話については、百円玉を入れても百円分通話しない場合などもあり、利用者が投入した金額と電話会社からの請求金額が必ずしも一致いたしません。投入金額と請求金額に大きな乖離がないかについては、定期的に検証してまいります。</p> <p>(2) 指摘後、利用申請書と納付金額とを照合する等、確認に努めております。</p>	<p>（監査意見）</p> <p>41 行政コスト計算書について</p> <p>(1) 工作物の減価償却費の計上について（全7施設） 平成14年度の行政コスト計算書上、工作物の減価償却費が行政コスト計算書に計上されていないが、計上すべきである。</p> <p>(2) 工作物等の減価償却計上簿について（大館少年自然の家） 大館少年自然の家の建物の平成14年度の減価償却費4,557千円が行政コスト計算書に計上されていないが、計上すべきである。</p> <p>(3) 一括契約に係る按分計上について（少年自然の家）</p>
---	--

秋田県として一括して業者と締結している、プロジェクトアドバイザー（P A）エシメントコース定期点検（274千円）、P A指導・管理者研修会（540千円）及び教員等P A指導者研修会（1,822千円）に係る業務等委託契約にかかるコストは、3少年自然の家それぞれの行政コスト計算書では集計されていないが、合理的な基準により、コストを按分して計上する必要がある。

（4）所管課で支出しているコストの取扱について（農業科学館、子ども博物館、少年自然の家）

平成14年度に所管課で支出しているコストについて、行政コスト計算書に反映されていないものがあつたが、反映すべきである。

（5）行政コスト計算書作成について（全7施設）

行政コスト計算書作成にあたり、改良及び修繕に関する支出を、資本的な支出として資産計上し減価償却を通じてコストを計上するか、修繕費として年度のコストとして計上するかを定めた規定がなく、管財課と各施設が協議して、その都度決定している。資本的支出と修繕費に係る具体的な規定を設定する必要がある。

（改善措置）

41

（1）平成16年度分の行政コスト計算書作成の際、当該工作物の減価償却費を遡及して計上いたしました。

（2）平成16年度分の行政コスト計算書作成の際、当該工作物の減価償却費を遡及して計上いたしました。

（3）平成16年度分の行政コスト計算書作成の際、定期点検費用については各施設別に区分し、また、研修費用については各施設に按分して資産計上いたしました。今後も同様の方法で資産計上してまいります。

（4）平成16年度分の行政コスト計算書作成の際、当該施設修繕等に要した経費を遡及して資産計上いたしました。

（5）施設や設備に係る整備・改修等の費用については、新增築の場合など公有財産台帳登載価格が増加する場合には「資本的支出」として資産計上し、その他については修繕費として計上いたします。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄